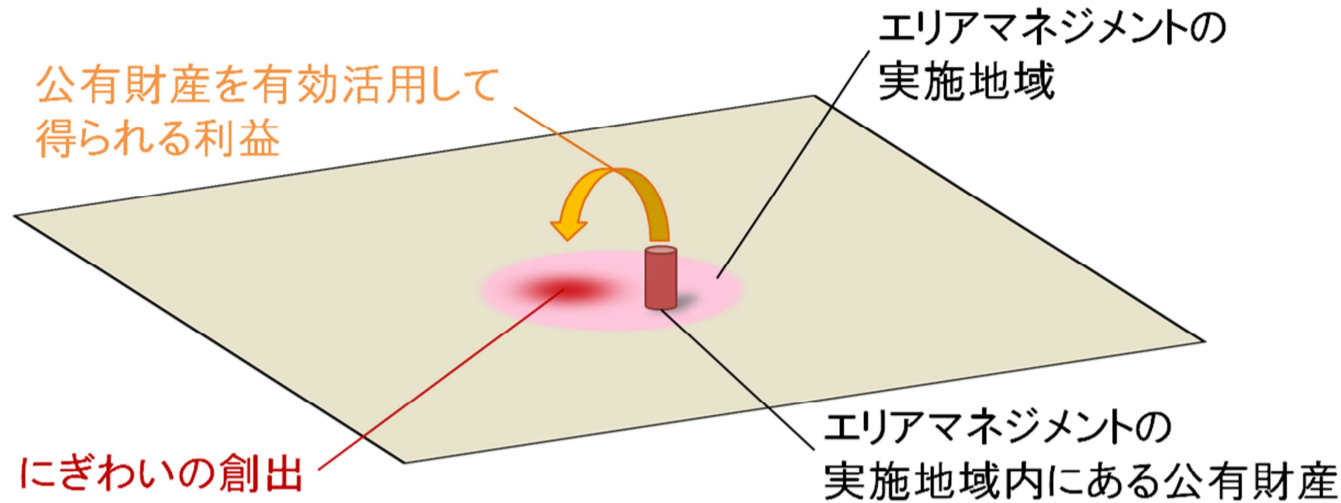


# 「市庁舎にぎわいプラン」の進捗とエリアマネジメント推進条例の関連について

## 1 条例の目的

この条例は、地域における良好な環境や地域の価値を維持及び向上させるため、市内の特定の地区を単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行なう取組（以下「エリアマネジメント」という。）に関し必要な事項を定め、もって当該地域におけるにぎわいの創出及び公共空間の活用等の促進を図り、当該地域の持続可能な発展に資することを目的とする。【条例第1条より】



市民・民間事業者 **か** 公有財産 **を** 使って地域の賑わいを図るための理念を示す条例

## 2 エリアマネジメントの実施について

- ① エリアマネジメントの推進にあたっては、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条に規定する都市再生整備計画を策定するものとしています。
- ② 都市再生整備計画を策定するときは、予めその方針を定めるエリアマネジメント基本計画及び当該計画に基づきエリアマネジメントの対象となる地区に所在する公有財産を活用する取組の内容を具体的に定めるエリアマネジメント実施計画を策定するものとしします。

## 3 「市庁舎にぎわいプラン」との関連

### ◆ 現在の進捗について

- ① 「市庁舎にぎわいプラン」基本計画の内容について、「広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業」として進めています。
- ② 現在は、「和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業者審査委員会（以下「委員会」という。）」において、募集要項の内容について議論を重ねています。
- ③ 委員会は、第1回は令和2年7月31日に、第2回は令和2年10月12日に開催し、募集要項案の内容について協議を行いました。
- ④ 「広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業」をモデル事業として、将来市内各所でエリアマネジメントを実行していくために、「エリアマネジメント推進条例」を令和2年12月議会で提案しています。

### ◆ 今後の予定について

- ① 委員会は、第3回（12月中）及び第4回（調整中）を令和2年度中に開催し、予定議題は募集要項の内容について引き続き協議を行うこととしています。
- ② 募集要項の成案化は、令和3年3月議会後の予定です。この時点から公募開始となります。
- ③ 公募スケジュールは、募集要項と同じく委員会にて協議中のため、募集要項の成案化をもって決定となります。

## 4 エリアマネジメントの今後の展開

### ◆ 想定する適用

- ① 未利用市有地
- ② 公共施設内における一部用地あるいはスペースの貸付